

令和2年4月10日

一部改訂 令和2年6月25日

西ノ島町から株式会社三晃空調山陰営業所に対しての要求について

◆西ノ島町新庁舎建設工事に関わる全社員の健康管理を徹底すること

(回答) 次の通り健康管理を徹底する。

- ・ 建築 JV・電気 JV と連携して職員の毎日の検温の実施を徹底する。
- ・ 職員及び協力業者には就業前体温測定を徹底させ、体調不良の者または 37.5℃以上の者は 14 日間入島させない。
- ・ 今後、西ノ島町様 及び建築 JV 、電気 JV への報告を毎朝の朝礼時に徹底させる。

◆~~工事関係者が宿舎に帰ってからの不要不急の行動を控えること~~

~~(回答)~~

~~・ 今後も宿舎に帰ってからの不要不急の行動制限を徹底する。~~

本項目を解除する。ただし、現場内をはじめ隠岐島内で新型コロナウイルス等の感染が確認された場合については、再度要求する可能性があるものとする。

◆新型コロナ等感染症の疑いが確認された場合、直ちに工事をストップさせること

(回答)

- ・ 感染症の疑いが確認された場合、出勤を停止し、直ちに工事をストップさせる。
- ・ 速やかに西ノ島町様及び弊社本社管理本部に報告すると共に、建築 JV 及び電気 JV にも報告する。

◆現場内での手洗い、うがいを徹底し、適宜除菌を行うこと

(回答)

- ・ 建築 JV、電気 JV と協議し、徹底させる。